

平成24年度 科学研究費助成事業－科研費－公募要領等 について



本日の説明内容

1. 公募要領等の主な変更点等について

＜文部科学省交付分、日本学術振興会交付分に共通する事項＞

- (1) 科研費の一部基金化について
- (2) 科研費による補助の対象とならない経費について
- (3) 「系・分野・分科・細目表」の一部変更

＜日本学術振興会交付分に関する事項＞

- (1) 特別推進研究費応募総額の取扱いを明確化
- (2) 東日本大震災の影響を受けた研究代表者の重複応募制限の特例

2. 科研費に応募するにあたって留意する事項

＜応募者において特に留意する事項＞

- (1) 研究計画最終年度前年度の応募について
- (2) 若手研究（A・B）の受給回数制限について
- (3) 時限付き分科細目の応募に関する注意点

＜研究機関において特に留意する事項＞

- (1) 研究者情報の e-Rad への登録
- (2) 研究機関に属している研究者についての ID・パスワードの確認
- (3) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の自己評価チェックリストの提出について

1. 公募要領等の主な変更点等について

【公募要領】

<文部科学省交付分、日本学術振興会交付分に共通する事項>

(1) 科研費の一部基金化について（公募要領P1（文科）、P1（学振））

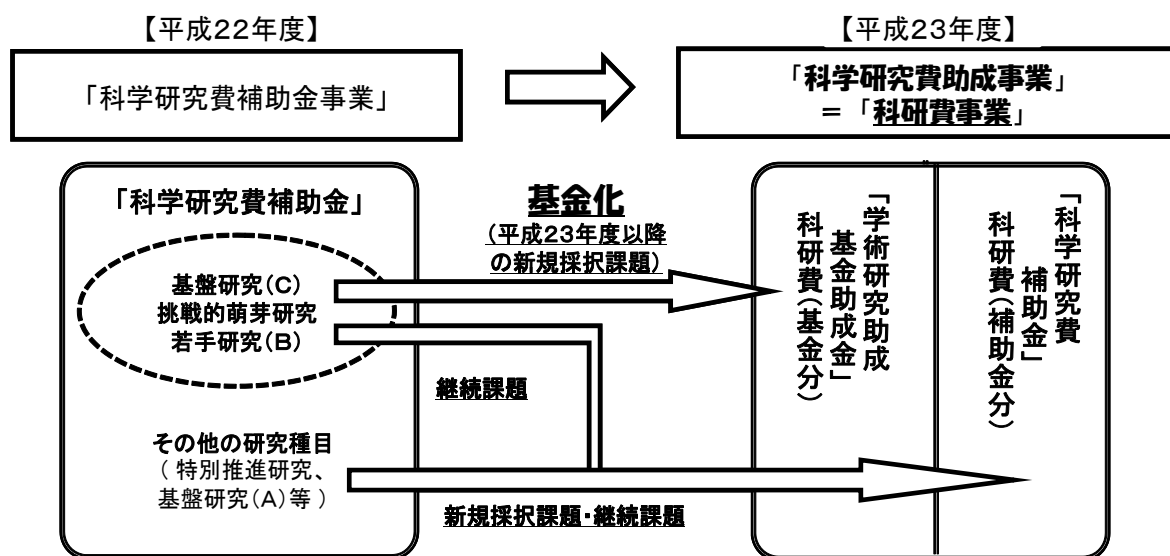
平成23年度から科研費の一部研究種目について基金化したことを明記しました。

(参考) 平成24年度公募要領（抜粋）

平成23年度から科研費の一部研究種目について、文部科学省から交付される補助金により日本学術振興会に「学術研究助成基金」を創設し、研究費（学術研究助成基金助成金）を助成する「基金化」の制度改革をスタートし、複数年度にまたがる研究費の使用を可能としました。今回、日本学術振興会において公募を行う研究種目のうち、「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」の新規採択課題がその対象となります。

また、学術研究助成基金助成金（以下「科研費（基金分）」という。）と従来の科学研究費補助金（以下「科研費（補助金分）」という。）をあわせて「科学研究費助成事業」として実施し、「科研費」と称して取り扱うこととなります。なお、「科学研究費助成事業」は、これまでの「科研費」の目的・性格を変えるものではありません。

～科研費のイメージ～



また、「基金化」により、採択後において、研究の進捗に応じて、当初の研究計画を変更して研究費を前倒して使用することや、事前の手續なく研究費を次年度に使用することが可能になります。また、研究費の執行にあたり、年度をまたぐ物品の調達等が可能になります。

(参考) 日本学術振興会が今回公募する研究種目一覧 (補助金分・基金分)

研究種目	科研費 (補助金分)	科研費 (基金分)
特別推進研究	・全研究課題 (新規・継続)	
基盤研究 (S・A・B)	・全研究課題 (新規・継続)	
基盤研究 (C)	・ <u>22年度以前採択</u> 研究課題(継続)	・ <u>23年度採択</u> 研究 課題(継続) ・ <u>今回公募分</u> (新規)
挑戦的萌芽研究	・ <u>22年度以前採択</u> 研究課題(継続)	・ <u>23年度採択</u> 研究 課題(継続) ・ <u>今回公募分</u> (新規)
若手研究 (A)	・全研究課題 (新規・継続)	
若手研究 (B)	・ <u>22年度以前採択</u> 研究課題(継続)	・ <u>23年度採択</u> 研究 課題(継続) ・ <u>今回公募分</u> (新規)

(2) 科研費による補助の対象とならない経費について (公募要領 P35 (文科)、P29 (学振))

平成23年度の「使用ルール (補助条件)」の変更に伴い、科研費による補助の対象とならない経費として以下の経費を追記しました。

(参考) 平成24年度公募要領 (抜粋)

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません

ウ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金

(3) 「系・分野・分科・細目表」の一部変更 (公募要領 P68~85 (文科)、P31~53 (学振))

科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において審議を行い、「系・分野・分科・細目表」の一部を変更しました。具体的な内容は以下のとおりです。

分野「複合新領域」に、分科「量子ビーム科学」、細目「量子ビーム科学」を追加しました。

分野	分科	細目名	キーワード
複合新領域	量子ビーム科学	量子ビーム科学	(A) 加速器要素技術開発、(B) 放射光、(C) 中性子、(D) ミュオン、(E) 電子・陽電子、(F) レーザー、(G) ニュートリノ、(H) イオンビーム、(J) 陽子ビーム、(K) 量子ビーム測定手法、(L) データ処理・解析手法、(M) 量子ビーム産業応用、(N) 量子ビーム医療応用、(P) 小型量子ビーム発生技術

<日本学術振興会交付分に関する事項>

(1) 特別推進研究の応募総額の取扱いを明確化 (公募要領 P9 (学振))

応募総額に上限、下限は設けられていない特別推進研究について、例えば人文・社会系分野の研究課題など、多額の研究費を要しない研究計画でも応募が可能であることを明確にするため、記載内容を一部変更しました。

(参考) 平成24年度公募要領 (抜粋)

① 特別推進研究 [科学研究費補助金]

ア) 対象 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画

イ) 応募総額 (研究期間全体での総額。以下同じ)

1 研究課題の応募金額の総額は、5億円程度までを上限の目安としますが、**真に必要な場合には、それを超える応募も可能**です。また、下限については制限は設けません。

※ 応募金額の総額が5億円を超える研究計画の取扱い

応募総額が5億円を超える場合、必要とする理由を研究計画調書の該当欄に詳細に記入していただき、その適切性等について、特に厳正な審査を行います。

※ 応募総額の下限について

国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進し、格段に優れた研究成果を期待する研究種目であって、応募総額に下限を設けていません。

(2) 東日本大震災の影響を受けた研究代表者の重複応募制限の特例 (公募要領 P17 (学振))

平成24年度以降に研究期間が継続する研究課題 (継続研究課題) の研究代表者が、東日本大震災の影響により当該継続研究課題の研究計画を再構築することを希望する場合に、平成23年10月13日 (木) (必着) までに様式U-2「東日本大震災の影響に係る状況報告書」を提出した上で、新しい研究課題を応募できるように特例を設けました。

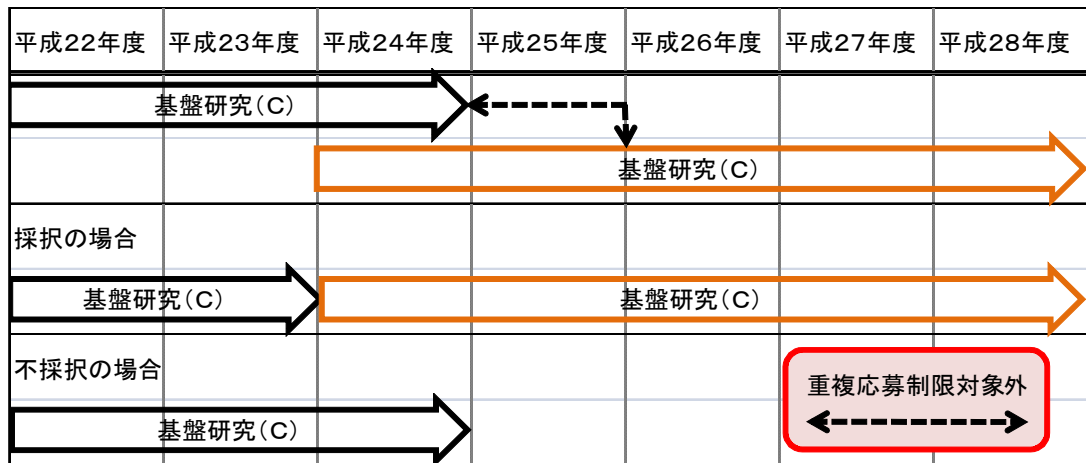
(参考) 平成24年度公募要領 (抜粋)

(東日本大震災の影響を受けた研究代表者の重複応募制限の取扱い)

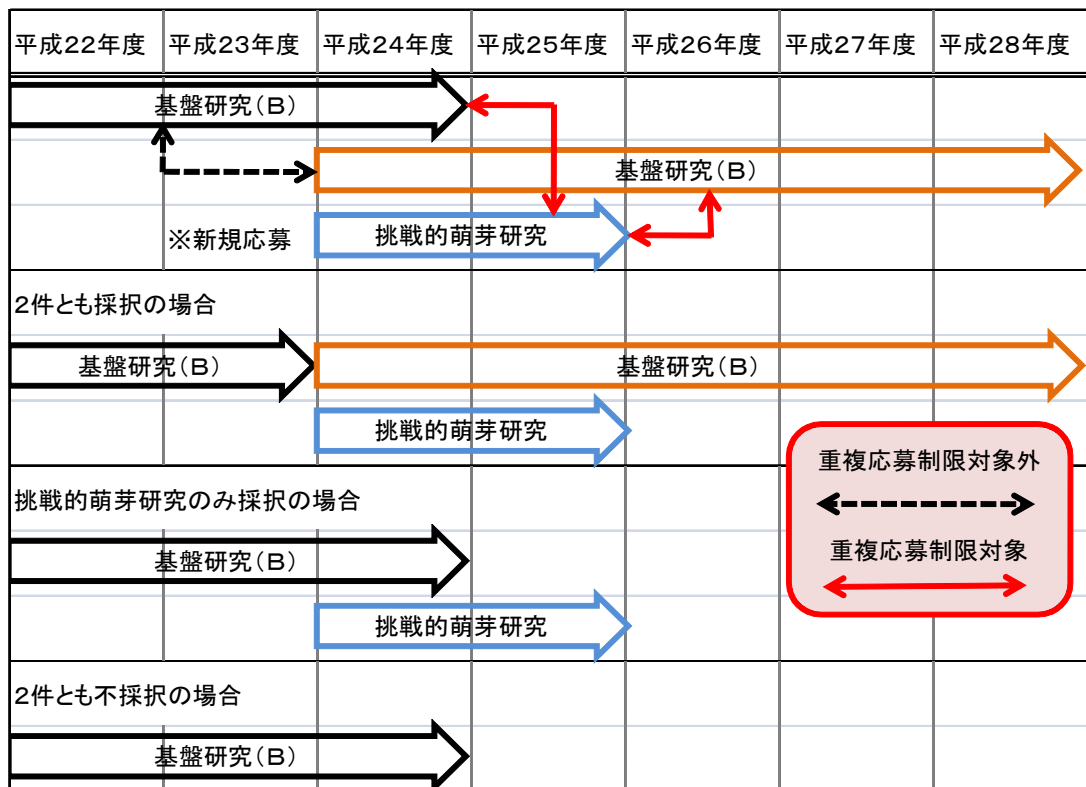
① 平成24年度以降に研究期間が継続する研究課題 (継続研究課題) の研究代表者が、東日本大震災の影響により当該継続研究課題の研究計画を再構築することを希望する場合には、平成23年10月13日 (木) (必着) までに、様式U-2「東日本大震災の影響に係る状況報告書」を提出した上で、新しい研究課題を応募することができます。

なお、1つの継続研究課題を基に、この特例により新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。

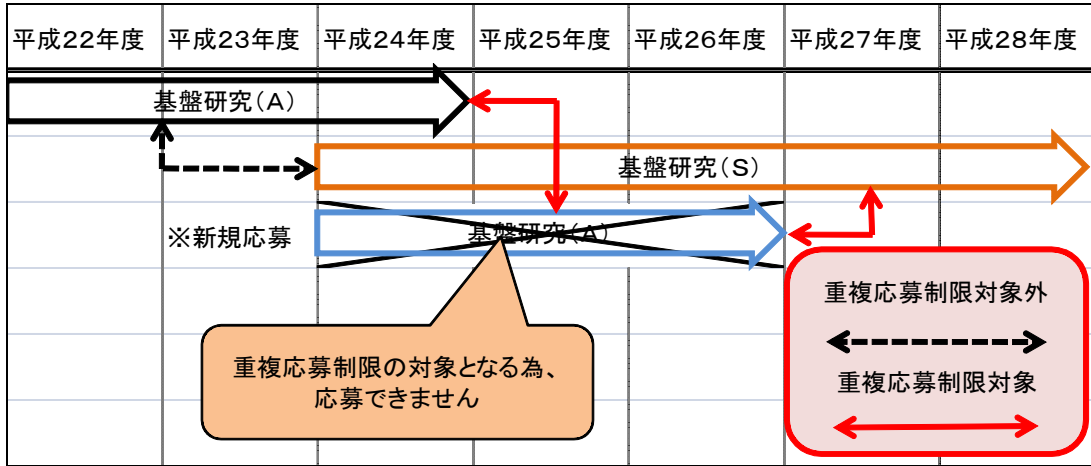
例1) 基盤研究(C) (平成22年度～平成24年度) 1件の継続課題があり、再構築を望む場合



例2) 基盤研究(B) (平成22年度～平成24年度) 1件の継続課題があり、再構築を望み、さらに新規に別の研究種目を応募する場合 (重複応募制限に抵触しない例)



例3) 基盤研究(A) (平成22年度～平成24年度) 1件の継続課題があり、再構築を望み、さらに新規に別の研究種目を応募する場合 (重複応募制限に抵触する例)



例4) 基盤研究(B) (平成22年度～平成24年度) と挑戦的萌芽研究 (平成23年度～平成24年度) の2件の継続課題があり、2件とも再構築を望む場合



2. 科研費に応募するにあたって留意する事項

<応募者において特に留意する事項>

(1) 研究計画最終年度前年度の応募について（公募要領 P17（学振））

- 最終年度前年度応募が可能となるのは、研究期間が4年以上（育休等に伴う中断により研究期間が延長されたものを除く）で、平成24年度が研究期間の最終年度に該当する研究課題（継続課題）です。
- 最終年度前年度応募により新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」、「基盤研究」です。ただし、「若手研究（S・A・B）」の研究課題を基に、新たに応募することができる研究種目は、「基盤研究」のみとなります。
- 最終年度前年度応募により採択された場合、その基となった継続課題の平成24年度分補助金は原則として交付しません。交付した場合であっても全額返還することとなりますので、新規応募課題の経費には予め当該継続課題の実施に必要な経費の一部を含めて計上してください。
- 研究代表者は、当該継続課題の研究成果報告書を、研究成果の取りまとめができ次第速やかに提出しなければなりません。（提出期限は平成25年6月30日まで）

（研究計画最終年度前年度の応募の具体例）

例	平成24年度の継続課題	研究計画最終年度前年度の応募可能研究種目等
1	【前年度応募可能な特別推進研究1件のみ継続課題がある場合】	<p>○特別推進研究（研究期間：平成20～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 特別推進研究 → 基盤研究（S） → 基盤研究（A・B・C）「一般」 → 基盤研究（A・B）「海外」 <p>（※上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">△：研究進捗評価実施 ○：研究成果報告書提出期限</p> </div>
2	【前年度応募可能な基盤研究1件のみ継続課題がある場合】	<p>○基盤研究（A）「一般」（研究期間：平成21～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 特別推進研究（前年度応募ではなく、新規として応募することも可能。） → 基盤研究（S） → 基盤研究（A・B・C）「一般」 → 基盤研究（A・B）「海外」（前年度応募ではなく、新規として応募することも可能） <p>（※上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">○：研究成果報告書提出期限</p> </div>

例	平成24年度の継続課題	研究計画最終年度前年度の応募可能研究種目等
3	<p>【前年度応募可能な基盤研究で複数の継続課題がある場合】</p> <p>○基盤研究(A)「一般」 (研究期間：平成21～24年度)</p> <p>○基盤研究(B)「海外」 (研究期間：平成21～24年度)</p>	<p>特別推進研究(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能)</p> <p>基盤研究(A・B・C)「一般」 (※下記課題と重複するため、基盤S及び「海外」へは応募できない)</p> <p>特別推進研究(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能)</p> <p>基盤研究(A・B)「海外」 (※上記課題と重複するため、基盤S及び「一般」へは応募できない)</p> <p>※1継続課題当たり、上記の研究種目に1件のみ前年度応募が可能。その際、重複応募の制限にかかる研究種目(審査区分)に前年度応募できる課題は1件のみ。 (例えば、基盤A「一般」→特別推進研究に前年度応募した場合は、基盤B「海外」→特別推進研究への前年度応募は不可 ※特別推進研究が採択された場合には、他の研究課題は全て廃止する。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">○：研究成果報告書提出期限</p> </div>

例	平成24年度の継続課題	研究計画最終年度前年度の応募可能研究種目等
4	<p>【基盤研究で2件の継続課題があるが1件は前年度応募ができない継続課題である場合】</p> <p>○基盤研究(B)「一般」 (研究期間：平成21～24年度)</p> <p>○基盤研究(B)「海外」 (研究期間：平成22～25年度)</p>	<p>特別推進研究(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能)</p> <p>基盤研究(A・B・C)「一般」 (※上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能 ※基盤S及び「海外」には、下記課題との重複制限がかかるため前年度応募できない。)</p> <p>前年度応募不可 (※研究計画最終年度の前年度でないため。)</p> <p>(※特別推進研究が採択された場合には、継続課題(基盤B「海外」)は廃止する。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">○：研究成果報告書提出期限</p> </div>

5	<p>【前年度応募可能な基盤研究と挑戦的萌芽研究の継続課題がある場合】</p> <p>○基盤研究（B）「一般」 （研究期間：平成21～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 特別推進研究（前年度応募ではなく、新規として応募することも可能） → 基盤研究（S） → 基盤研究（A・B）「一般」 → 基盤研究（A・B）「海外」（前年度応募ではなく、新規として応募することも可能） <p>（※上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能 ※基盤C「一般」には、継続課題（挑戦的萌芽研究）と重複応募の制限がかかるため前年度応募できない。）</p> <p>○挑戦的萌芽研究 （研究期間：平成22～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 前年度応募不可 （※前年度応募の対象となる研究種目でないため。） （※特別推進研究が採択された場合には、継続課題（挑戦的萌芽研究）は廃止する。）
<p style="text-align: center;">○：研究成果報告書提出期限</p>	

例	平成24年度の継続課題	研究計画最終年度前年度の応募可能研究種目等
6	<p>【前年度応募可能な若手研究1件のみ継続課題がある場合】</p> <p>○若手研究（B） （研究期間：平成21～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 基盤研究（S） → 基盤研究（A・B・C）「一般」 → 基盤研究（A・B）「海外」 <p>（※上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能） （※若手研究（A・B）へは前年度応募不可）</p>	<p style="text-align: center;">○：研究成果報告書提出期限</p>

(2) 若手研究 (A・B) の受給回数制限について (公募要領 P11 (学振))

平成22年度公募から、若手研究 (S・A・B) を通じた受給回数の制限を導入し、若手研究 (S・A・B) を通じて、2回までに限りいずれかの研究種目を受給できることとしています。

なお、平成25年度公募までの間、次の経過措置を設けることとしています。

既に若手研究 (S・A・B) の受給回数が2回以上の場合であっても、年齢制限の範囲内であれば、経過措置の設定期間内において若手研究 (A・B) のいずれかの研究種目に応募し、1回受給することができます。

平成24年度公募に応募する際の例											
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
例1)	平成21年度以前に受給がなく、平成22年度以降に1回目を受給している場合				若手研究(B) 1回目		若手研究(B) 2回目		若手研究(A) 2回目		
例2)	若手研究(B) 1回目		若手研究(B) 2回目		若手研究(B) 3回目		若手研究(A) 4回目				
例3)	平成21年度以降に2回目を受給している場合			若手研究(B) 1回目		若手研究(B) 2回目		若手研究(A) 3回目			
例4)	平成21年度以前に2回受給があり、これまで経過措置で受給を1回も受けていない場合		若手研究(B) 1回目		若手研究(B) 2回目		若手研究(A) 3回目			若手研究(A) 4回目	
					経過措置期間						

(参考) 平成24年度公募要領 (抜粋)

⑤ 若手研究 (A・B)

[若手研究 (A) : 科学研究費補助金]

[若手研究 (B) : 学術研究助成基金助成金]

オ) 留意事項

「受給(注)回数制限」と経過措置について

平成22年度公募から、若手研究 (S・A・B) を通じた受給回数の制限を導入し、若手研究 (S・A・B) を通じて、2回までに限りいずれかの研究種目を受給できることとしています。

なお、平成25年度公募までの間、次の経過措置を設けることとしています。

○ 既に若手研究 (S・A・B) の受給回数が2回以上の場合であっても、年齢制限の範囲内であれば、経過措置の設定期間内において若手研究 (A・B) のいずれかの研究種目に応募し、1回受給することができます。

(注) ここでいう「受給」とは、若手研究 (S・A・B) として採択され、「交付決定を受けること」をいいます。

また、研究期間が複数年度にわたる研究課題については、同一の課題番号で複数回交付決定を受

けた場合であっても「受給回数1回」とします。

したがって、例えば、研究者Aが「若手研究(B) (課題番号: 15*****)」で平成15年度から平成16年度に研究を行い、かつ、「若手研究(A) (課題番号: 18*****)」で平成18年度から平成21年度に研究を行っている場合は、「受給回数2回」ということになります。

なお、次の場合は、いずれも「受給回数1回」とします。

- ・ 交付決定を受けた後、研究期間の途中に交付申請の辞退又は研究廃止をした場合
- ・ 平成18年度科学研究費補助金「特別研究促進費(年複数回応募の試行)」のうち「若手研究」相当の研究計画として応募し、採択され、交付決定を受けた場合

(参考) 次の場合には「受給回数」に含まれませんので御留意下さい。

- ・ 新規応募研究課題の交付内定を受けた後、交付申請を辞退し、交付決定を受けなかった場合(交付申請を留保した後、辞退する場合も含む)には「受給回数」に含めません。
- ・ 平成14年度の「若手研究(B)」の継続研究課題(平成13年度に「奨励研究(A)」として新規採択された課題で、課題番号が「13*****)」となっているもの)については、交付決定を受けたとしても「受給回数」に含めません。

(3) 時限付き分科細目の応募に関する注意点 (公募要領 P29 (学振))

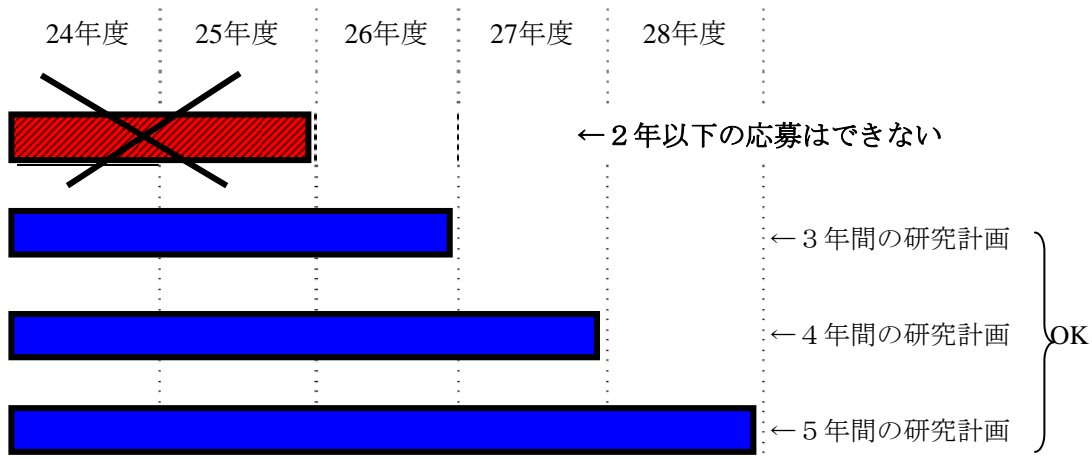
「時限付き分科細目」は、**基盤研究(C)**についてのみ適用される分科細目であり、学術研究の動向に柔軟に対応するため、「**設定期間**」を設けて応募を受け付ける審査分野のことです。

この「**設定期間**」は、日本学術振興会が**新規の研究課題の応募を受け付ける期間**のことを指します。例えば「**設定期間**」が平成23年度～25年度の「細目番号9044・観光学」であれば、平成25年度公募まで新規課題の公募を行うということになります。つまり「**設定期間**」というのは、あくまで**公募を行う期間**であり、必ずしもこの期間内に研究を終わらせなければならない、ということではありませんのでご注意ください。

なお、**設定期間**については、見直しが行われる場合があります。

例) 細目番号9044・観光学

設定期間: 平成23年度～25年度



(参考) 平成24年度公募要領 (抜粋)

④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選定すること。

2) 「基盤研究」(審査区分「一般」)、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究(A・B)」に応募する場合

「時限付き分科細目」について(「基盤研究(C)」における特例)

学術研究の動向に柔軟に対応するため、設定期間を限って流動的に運用する「時限付き分科細目」(33～37頁参照)を「細目表」の別表として設けています。「基盤研究(C)」についてのみ、この「時限付き分科細目表」から審査希望分野として1分野を選定できます。なお、研究期間は分野の設定期間にかかわらず、3～5年間となります。

<研究機関において特に留意する事項>

(1) 研究者情報の e-Rad への登録 (公募要領 P39 (文科)、P57 (学振))

応募しようとする研究代表者のほか、研究組織を構成する研究分担者及び連携研究者は、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録 (更新) は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続きを行うことになります。

※ 既に研究者情報が登録されている者であっても、登録内容 (「所属」、「職」等) に修正すべき事項がある場合には、正しい情報に更新する必要があります。

※ 研究者情報の登録 (更新) は随時行うことができますが、応募書類には提出期限がありますので、十分に余裕を持って作成・提出 (送信) ができるよう、早めに手続きを完了するようにしてください。

※ 本手続きについては、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続きの一つとして位置付け、諸手続 (研究機関内での周知等も含む。) を行うようにしてください。

※ なお、研究者情報の具体的な登録方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル (科研費の研究機関用)」を確認してください。

【参考】 [e-Rad 研究者情報登録画面]

研究者が応募書類を作成できるようにするには、応募資格(*)を確認した後、このチェックボックスにチェックを入れる必要があります。

(参考) 科研費の「応募資格」について (公募要領 P38 (文科)、P56 (学振))

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者 (有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。) であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること (研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと (ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者 (例：大学教員や企業等の研究者など) で、学生の身分も有する場合を除く。)

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成24年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件

- 〔 ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと 〕

(2) 研究機関に属している研究者についてのID・パスワードの確認

(公募要領 P40 (文科)、P58 (学振))

研究者が科研費に応募するためには、e-Radにログインした上で「日本学術振興会科学研究費助成事業電子申請システム」(以下「電子申請システム」という。)にアクセスして手続きを行うこととしております。

このため、研究者は、e-RadのID・パスワードを保有していなければなりません。

研究機関は、応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者がいる場合には、次のような対応をしてください。

① 研究機関用の電子証明書及びID・パスワードの取得について

研究機関用の電子証明書及びID・パスワードを取得されていない場合には、まず、e-Radポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。

※ e-Radの電子証明書及びID・パスワードの取得については、e-Radホームページ「システム利用に当たっての事前準備」(<http://e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)でご確認ください。

※ 登録申請から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、おおよそ2週間程度かかります。

② 応募を予定している研究者に対するID・パスワードの付与

各研究者のID・パスワードは、e-Radに研究者情報を登録することにより発行されます。具体的な付与の方法については、e-Radの「所属機関用マニュアル(科研費の研究機関用)」を確認してください。

※ 一度付与した研究者のID・パスワードは、研究機関を異動しない限り使用可能です。

特に、応募を予定している研究者が他の研究機関からの異動者である場合は、あらためて所属する研究機関が付与する必要があります。

※ e-Radの操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について (公募要領 P40~41(文科)、P58~59(学振))

研究者が作成する応募書類以外に、研究機関が作成・提出する書類として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)がありますので、平成23年10月7日(金)までにe-Radにより「文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室」に提出してください。

なお、別途、電子申請システムにより応募書類の提出に当たって必要な手続きを進められますが、当該チェックリストの提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので、十分にご注意ください。

また、e-Radを使用したチェックリストの提出方法や様式等については、別途、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室から、各研究機関(e-Radに登録された事務代表者のメールアドレス)宛に電子メールで通知する予定です。

※ チェックリストを提出した後、e-Radに当該チェックリストの提出状況が反映されるまで概ね1週間程度かかる場合がありますので、余裕をもって提出するようにしてください。

※ チェックリストを提出する際は、最新のものであることを必ず確認してください。

※ 平成23年4月以降に文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを経由して既に同チェックリストを提出している場合は、あらためて提出する必要はありません。

<問い合わせ先>

(ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext. go. jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm